

1熊介第 1277 号
令和元年12月27日

(介護予防) 通所介護事業者 管理者 様

熊取町健康福祉部
介護保険課長

入浴介助加算及び個別機能訓練加算について

平素は本町介護保険行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、介護サービスを提供するためには、原則的にケアプランを作成した上で提供することが必要ですが、今般、標記について一部の(介護予防)通所介護事業者が、入浴介助加算及び個別機能訓練加算を誤って算定している事例がありました。

具体的には、入浴介助加算については、事前にケアプランで入浴を計画せずにサービスを提供し、サービス提供後に加算を算定した事例があり、個別機能訓練加算については、以下の対応等が必要ですが、適切に対応していなかったというものでした。

- 機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施すること。
- その後、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直し等を行うこと。
- また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する居宅介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

上記にご留意の上、可能な限り担当の居宅介護支援専門員とともに、利用者の生活状況をご確認いただけますよう、よろしく願いいたします。

算定要件を満たしていない加算については、保険給付の対象外となり、その適用分を返戻していただくこととなりますので、各事業者におかれましては、算定の要件を再度ご確認の上、適切な請求業務をお願いいたします。

(問い合わせ先)

熊取町健康福祉部
介護保険課
介護保険グループ
山下・山中
電話 072-452-6297